

凡例		緑のまとまり 緑のつながり
計画地 区界	地上部緑化 屋上緑化	

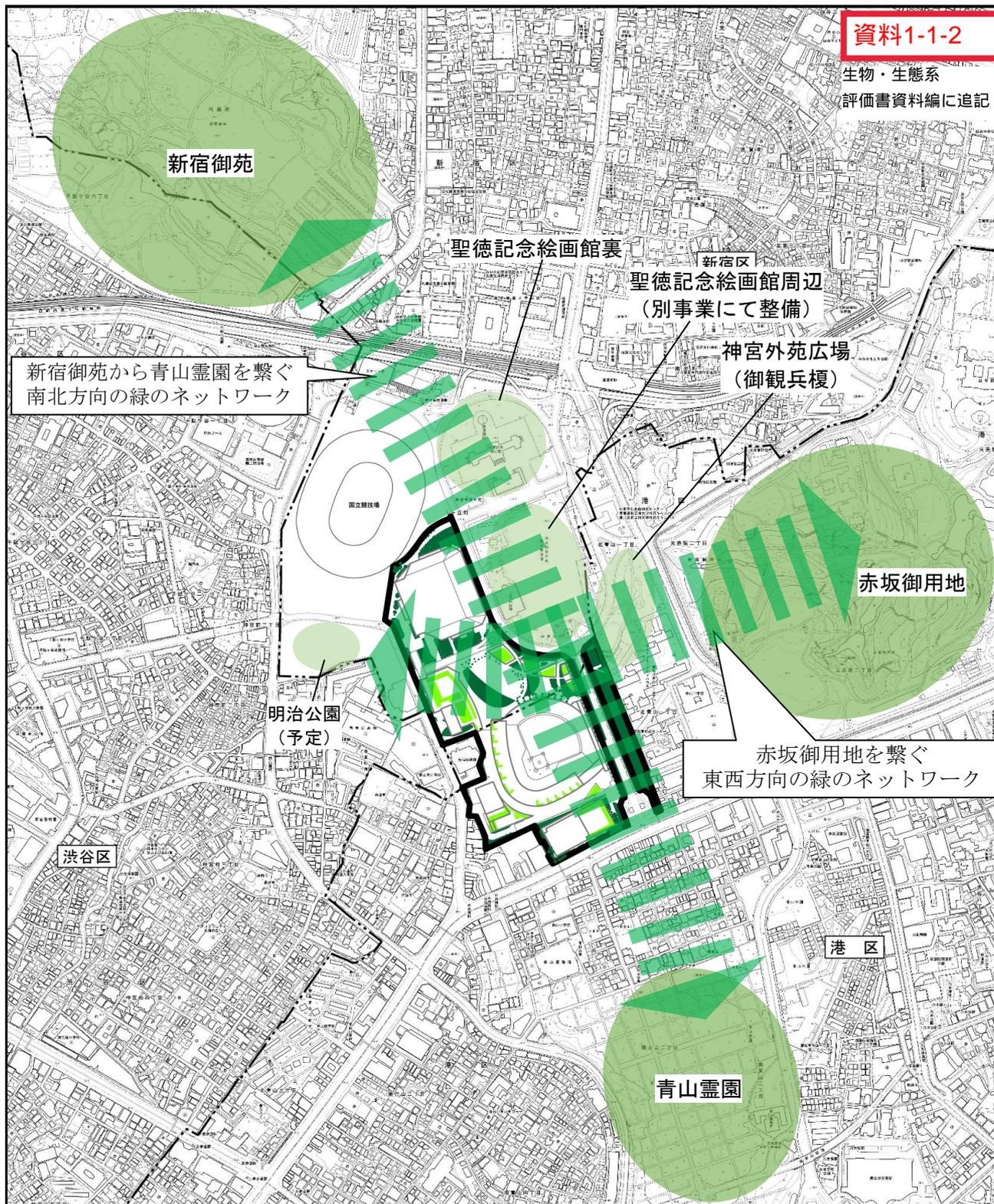
N

S = 1 / 4,000

0 40 80 120m

注) 計画については今後変更の可能性がある。

図 2.4-6(1) 緑のネットワークの状況 (計画地内)



凡例

- 計画地
- 地上部緑化
- 区界
- 屋上緑化
- 緑のまとまり
- 緑のつながり



S = 1 / 12,000



注1) 評価書案p. 27「図6. 2-8緑化計画図」をもとに修正した。
注2) 計画については今後変更の可能性がある。

図 2. 4-6 (2) 緑のネットワークの状況 (計画地周辺)



図 2.4-7(1) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場 (イメージ)

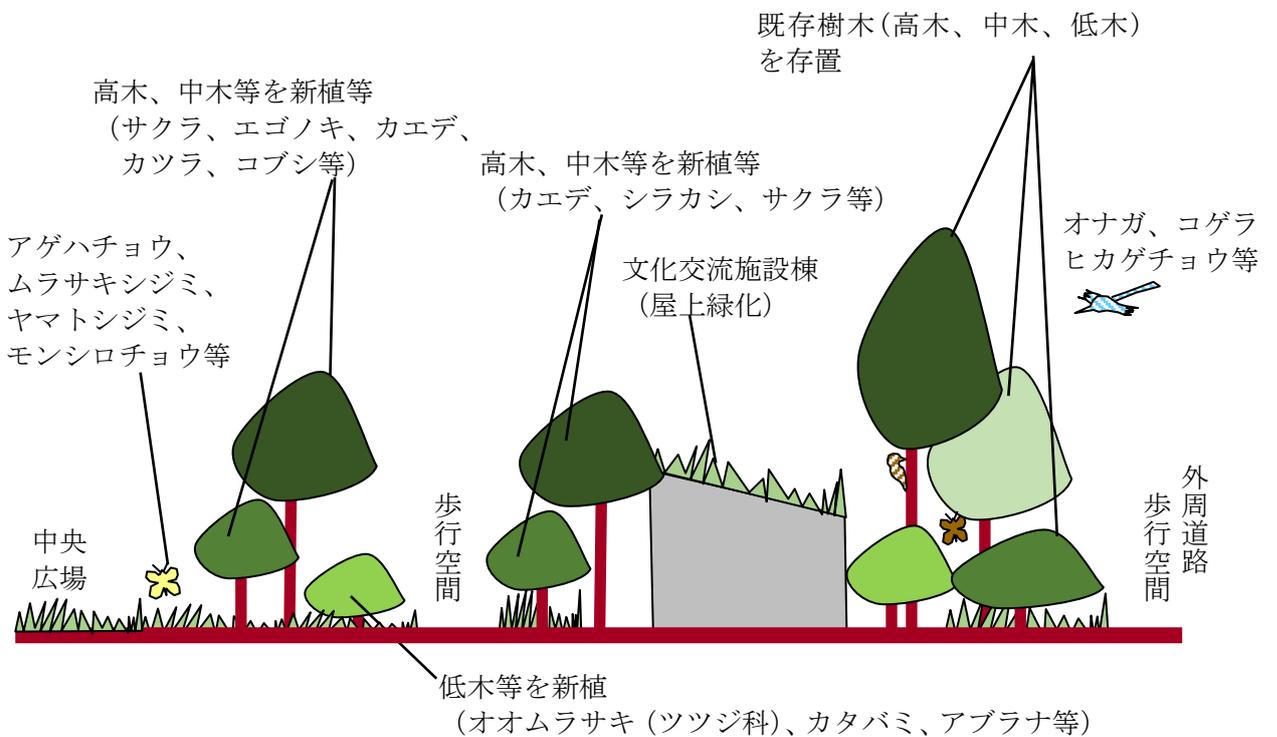


図 2.4-7(2) 中央広場と絵画館前広場をつなぐ広場 (イメージ)

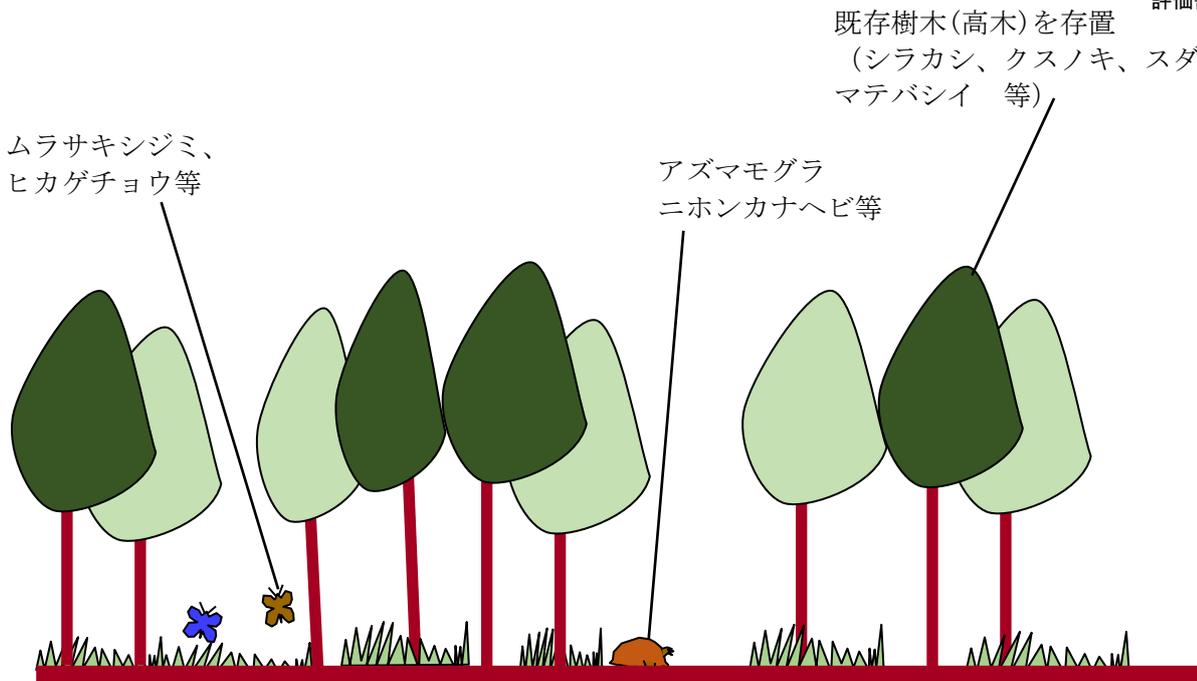


図 2.4-8(1) 緑地 (並木東側) の林相 (イメージ)

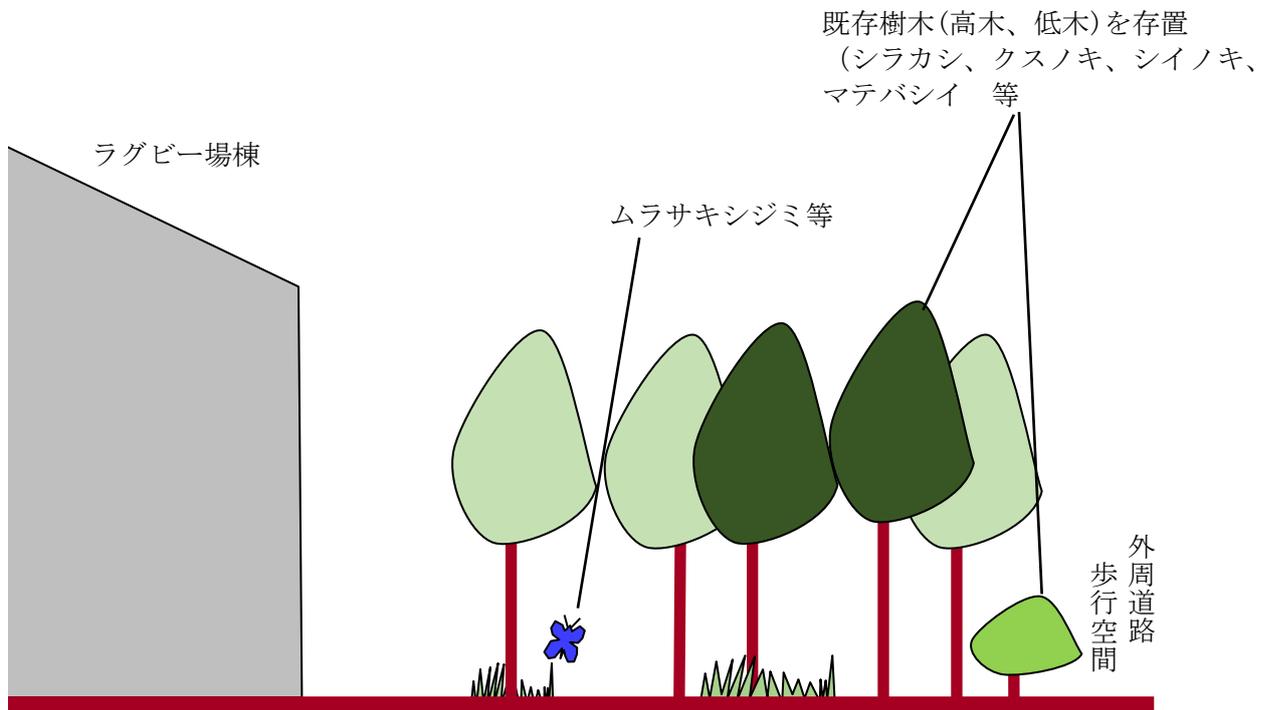


図 2.4-8(2) 神宮外苑広場 (建国記念文庫) の林相 (イメージ)



注) 計画については今後変更となる可能性がある。

図 2.4-9 完成イメージ (絵画館前広場の完成後を含む)

表2.4-15 存置及び移植により保存する樹木の本数 (現時点、計画地内)

活力度	存置	移植	伐採	合計
A	146	29	45	220
B	355	72	467	894
C	100	5	122	227
D	14	0	26	40
合計	615	106	660	1,381

注 1) 樹木の本数は図 2.4-5 と対応する。

注 2) 現時点における計画本数。ただし、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、本編では存置・移植のうち活力度 A 及び B のものについては 3 割程度減らした本数とし、活力度 C 及び D のものについては全て伐採樹木として扱った。

注 3) 保存する既存のまとまりのある緑について、緑地 (並木東側) については原則改変を行わず、神宮外苑広場 (建国記念文庫) については活力度に関わらず可能な限り保全を図る計画である。

また、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちよう並木については、図8.6-4(p.320参照)に示すとおり、全てを保存する計画である。

一方、秩父宮ラグビー場東側の港区道沿いのイチョウについては、建築計画と重なるため存置することはできない。これらの樹木は、活力度A、活力度Bであるにもかかわらず、枝や幹に腐朽がみられるものや、歩道の植樹帯という限られた空間で根が十分に伸長できていない等、生育が健全とはいえないものも多く確認されており、移植は難しいと考えられる。しかしながら、今後詳細な調査を行い、移植または伐採の可否を検討する。

イチョウ以外の既存樹木についても、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。

以上を踏まえ、既存樹木を可能な限り存置・移植により活用するとともに、計画地中央部に開放的な広場空間を整備し、歩行者動線とも連携し、高木や芝生を配置する緑化を行う計画としている(図8.6-4及び資料編p.201参照)。なお、既存樹木を伐採する場合は、「東京都風致地区条例」に基づき伐採と同等の本数を新規に植栽する計画である。

事業の実施にあたっては、保存するいちよう並木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存(移植)樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存するいちよう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、いちよう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、植付に適した時期に留意するとともに、事前に適切な時期に必要な応じて根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

したがって、既存樹木について、一定程度の改変(消失)は免れないが、計画地内で最も緑量が多い緑地(並木東側)を保全しつつ、保存樹木に配慮する計画としており、著しい影響は与えないと予測する。

表8.6-29 樹木の移植伐採選定の考え方

- ① 環境省指定の重点対策外来種や東京都環境局「植栽時における在来種選定ガイドライン(平成26年)」において生態系被害防止外来種リストに記載のある植物は伐採対象とする。
- ② 計画地内にある「記念樹」については、移植対象とする。ただし、移植先の確保が困難な場合は伐採を検討する。
- ③ 上記①・②に該当しない樹木については、樹木医による樹木活力度調査と施設計画を照らし、現時点での存置・移植・伐採対象樹木を決定している。伐採対象樹木は樹勢不良(活力度C、Dの樹木を含む)、樹木同士・現況建物等構造物との近接により、健全な根鉢の確保が困難なものを対象としているため、今後の詳細な調査により、健全な根鉢の確保が可能な樹木をより移植できるよう、また施設計画の深度化により樹木の扱いを再検討する。
- ④ 樹木は生物であり、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、今後再検討を行い移植伐採について決定する。

表8.6-30 存置及び移植により保存する樹木の本数

活力度	存置	移植	伐採	合計
A	100	20	100	220
B	240	50	604	894
C	0	0	227	227
D	0	0	40	40
合計	340	70	971	1,381

注1) 現時点における計画本数。ただし、現時点から工事の施行時点までの間に腐朽などの生育が健全でないものが出てくるおそれがあるため、表8.6-29に示す考え方で算定した存置・移植のうち活力度A及びBのものについては3割程度減らした本数とし、活力度C及びDのものについては全て伐採樹木として扱った。

注2) 保存する既存のまとまりのある緑について、緑地(並木東側)については原則改変を行わず、神宮外苑広場(建国記念文庫)については活力度に関わらず可能な限り保全を図る計画である。

5) 都市域生態系の変化の内容及びその程度

事業の実施に伴い、計画地内の樹林や草地が改変されることにより、生態系を構成する陸上植物、陸上動物が相互に係わる生育・生息環境の一部が改変されるが、事業の実施にあたっては、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木を保存するとともに、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画としている。

また、計画地中央部に開放的な広場空間を整備し、その周辺の文化交流施設棟やラグビー場棟等も含めて芝生や高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行うとともに、動物の生息に配慮した植栽計画としている。計画地周辺には、隣接する聖徳記念絵画館周辺、神宮外苑広場（御観兵榎）等の緑地に植栽樹群（混交、落葉広葉、常緑広葉等）の植栽が広く残存する。本事業の植栽樹種は、計画地の潜在自然植生の構成種を中心に選択するとともに、既存樹木の保存、移植利用も含め、周辺のみどりの景観との調和を図った植栽計画としている。

本事業においては、動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている並木東側の緑地を保存するとともに、文化交流施設棟やラグビー場の周辺の樹木の保全や新植等により、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種（神宮外苑創建時より植栽されているシイ・シラカシ樹群やケヤキ等を想定）を中心に植栽を行う。また、中位消費者であるオナガやコゲラといった鳥類が好むムクノキやクロマツなどの樹種を並木東側を中心に保存するとともに、現地調査において確認されているシラカシやツツジ科のオオムラサキ、カタバミ、アブラナなどの、ムラサキシジミやアゲハチョウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウなどが好む植物を低木や草地で構成される文化交流施設棟周辺の緑地等に引き続き植栽し、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出する。

なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟の北側に存置する既存樹木とともに文化交流施設棟の南側及び周辺に高木、中木、低木等さまざまな高さの植栽について新植等行う。新植等においては植える密度を変えて、数本の樹木をまとめて植える場所や、間隔を空けた明るい場所などを配置する。これにより樹林内の構造が複雑になり、高い所と低い所、明るい場所と暗い場所、乾いた場所と湿った場所など様々な空間特性が創出され、既往資料調査で確認されている例えばヒカゲチョウが好む薄暗い林等の緑陰空間などを創出する。

保存する緑地（並木東側）については、シラカシやクスノキ、スダジイ、マテバシイといった高木や下草からなる緑地であり、ムラサキシジミやヒカゲチョウ等が好むこれらの樹木や環境を引き続き保全する。神宮外苑広場（建国記念文庫）においては、建設後においてもシラカシやクスノキ、シイノキ、マテバシイといった高木や下草の緑地であり、並木東側と同様にムラサキシジミ等が好む環境を引き続き保全する（資料編 p. 212 参照）。

これらの緑地等は、並木東側から保存するいちょう並木や文化交流施設棟等と連続しており、緑及び生態系のネットワークは維持されるものとする。また、これら計画地内の緑地は神宮外苑広場（御観兵榎）や隣接している別事業にて再整備する緑とのネットワークについても維持されるものとする（資料編 p. 206～207 参照）。さらに、これらの緑地と新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等との緑のネットワークについても引き続き維持されるものとする（資料編 p. 208 参照）。なお、緑化計画の詳細については今後、港区緑化計画、港区緑化計画書の手引き及び新宿区緑化計画書制度等を参考に目標種の設定等を行い、生物多様性に配慮した計画とする。

ラグビー場の施設計画については、現在、PFI 事業者の公募期間中であるため、外形線を含む施設設計の詳細な計画は決定していないが、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、ラグ

ビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要がある。今後、可能な限り、各方面からの圧迫感や、閉鎖性の緩和に留意したデザインなどについて、引き続き検討する。また、施設東側には都市計画上地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による可能な限りの保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画である。また、保存する既存のまとまりのある緑について、緑地（並木東側）については改変を行わず、神宮外苑広場（建国記念文庫）については活力度に関わらず可能な限り保全を図る計画である（資料編 p.213 参照）。

神宮外苑創建の成り立ち・歴史的経緯や、都民に親しまれた環境であることを踏まえ、その重要性を認識し、計画地における先人の想いや歴史に想いをよせながら1本1本の樹木を大切に扱う。今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も仰ぎながら樹木の伐採を極力回避し、保全を図る。

したがって、周辺地域も含めた生態系は維持されるものと考えられることから、都市域生態系の変化の内容及び程度は小さいと予測する。

8.6.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく基本方針、「文化財保護法」に定める現状変更の制限、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に定める規制を遵守すること等とした。

(2) 評価の結果

事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌の改変が行われるが、計画地周辺の神宮外苑広場（御観兵榎）や聖徳記念絵画館裏の緑地、新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等の改変は行われず、隣接する聖徳記念絵画館周辺についても樹木は保存、移植される計画となっていることから、生育・生息環境の改変は生じない。

工事の完了後には、新たに植栽された緑地が加わることにより、緑被率は19.8%となり、現況の16.0%を上回る。緑の体積は312,815m³となり、現況の346,284m³を下回るが、適切に管理育成を行う計画としており、緑の量の変化の内容及び程度は小さいと考える。

事業の実施にあたっては、計画地内で最も緑量の多い緑地（並木東側）や、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の植栽樹は存置もしくは移植により極力保存するとともに、青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角管線沿いの4列のいちよう並木を全て保存する計画としている。一方、建築計画と重なるため存置することは出来ない樹木については、今後詳細な事業計画を検討する中で活力度等を勘案し、移植の可否を検討する計画である。なお、記念樹であるユズリハ（1本が現存）については移植する計画であり、生態系被害防止外来種リストに記載のあるトウネズミモチ（16本が現存）については伐採する計画である。また、聖徳記念絵画館周辺の樹木については存置、移植、新植により保全される計画となっており、計画地との緑の連続性についても維持される。

本事業においては、動植物の注目される種（アズマモグラ、ニホンカナヘビ）が確認されている並木東側の緑地を保存するとともに、文化交流施設棟やラグビー場の周辺の樹木の保全や新植等により、可能な限り既存樹木の保存、移植利用を基本としつつ、計画地周辺に残存する緑地の構成種（神宮外苑創建時より植栽されているシイ・シラカシ樹群やケヤキ等を想定）を中心に植栽を行う。また、中位消費者であるオナガやコゲラといった鳥類が好むムクノキやクロマツなどの樹種を並木東側を中心に保存するとともに、現地調査において確認されているシラカシやツツジ科のオオムラサキ、カタバミ、アブラナなどの、ムラサキシジミやアゲハチョウ、ヤマトシジミ、モンシロチョウなどが好む植物を低木や草地で構成される文化交流施設棟周辺の緑地等に引き続き植栽し、動植物の生息（育）環境に配慮した緑化計画により新たな緑地を創出することで、計画地周辺も含めた動植物の生息環境は維持保全されるものとする（表8.6-33参照）。

なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地が一部改変されるが、文化交流施設棟の北側に存置する既存樹木とともに文化交流施設棟の南側及び周辺に高木、中木、低木等さまざまな高さの植栽について新植等を行う。新植等においては植える密度を変えて、数本の樹木をまとめて植える場所や、間隔を空けた明るい場所などを配置する。これにより樹林内の構造が複雑になり、高い所と低い所、明るい場所と暗い場所、乾いた場所と湿った場所など様々な空間特性が創出され、既往資料調査で確認されている例えばヒカゲチョウが好む薄暗い林等の緑陰空間などを創出する。

保存する緑地（並木東側）については、シラカシやクスノキ、スダジイ、マテバシイといった高木や下草からなる緑地であり、ムラサキシジミやヒカゲチョウ等が好むこれらの樹木や環境を引き続き保全する。神宮外苑広場（建国記念文庫）においては、建設後においてもシラカシやクスノキ、シイノキ、マテバシイといった高木や下草からなる緑地であり、並木東側と同様にムラ

サキシジミ等が好む環境を引き続き保全する。

これらの緑地等は、並木東側から保存するいちょう並木や文化交流施設棟等と連続しており、緑及び生態系のネットワークは維持されるものとする。また、これら計画地内の緑地は神宮外苑広場（御観兵榎）や隣接している別事業にて再整備する緑とのネットワークについても維持されるものとする。さらに、これらの緑地と新宿御苑、青山霊園、赤坂御用地等との緑のネットワークについても引き続き維持されるものとする。なお、緑化計画の詳細については今後、港区緑化計画、港区緑化計画書の手引き及び新宿区緑化計画書制度等を参考に目標種の設定等を行い、生物多様性に配慮した計画とする。

ラグビー場の施設計画については、現在、PFI 事業者の公募期間中であるため、外形線を含む施設設計の詳細な計画は決定していないが、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要がある。今後、可能な限り、各方面からの圧迫感や、閉鎖性の緩和に留意したデザインなどについて、引き続き検討する。また、施設東側には都市計画上地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による可能な限りの保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画である。また、保存する既存のまとまりのある緑について、緑地（並木東側）については改変を行わず、神宮外苑広場（建国記念文庫）については活力度に関わらず可能な限り保全を図る計画である。

工事の施行にあたっては、保存するいちょう並木や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木の生育に影響が及ばないように、計画建物の地下躯体の配置等に配慮するとともに、既存（移植）樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。また、保存するいちょう並木の西側1列については、野球場棟の近接工事着工前に樹木医の判断を仰ぎながら根系調査を行い、その結果により施工者等と調整し、いちょう並木を保全するため、詳細な建築計画及び施工計画の検討を行う。

あわせて、樹木の移植及び新植にあたっては、適切な植栽基盤を確保した上で植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて適期に根回しを行う。さらに、工事の施行にあたっては、存置する既存樹木を傷つけないよう、建設機械の配置等に留意するよう施工会社に対して指導する。

存置・移植した既存樹木及び新規に創出した緑地については、現状と同様に多様な樹種に対応した適切な管理育成を引き続き行っていくとともに、文化交流施設棟の高さを抑えることにより日照を確保することで緑の量が増加し、豊かな樹林が形成されるものとする。また、ラグビー場棟による神宮外苑広場（建国記念文庫）への日影の影響については、「8.7 日影」に記載の神宮外苑広場（建国記念文庫）から最も近い調査地点「写真 8.7-5 天空写真(No.5 地点 絵画館前交差点)」(p. 346)において、樹木が最も生長する時期（夏至及び春・秋分）において日影とならないことから、日照は確保されるものとする。野球場棟の防球ネットによる青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館前へと続く特例都道四谷角筈線沿いの4列のいちょう並木への日影の影響については、今後、安全性も考慮した上で防球ネットの透過性等の詳細を検討する中で日影についても配慮し検討を行う。

神宮外苑創建の成り立ち・歴史的経緯や、都民に親しまれた環境であることを踏まえ、その重要性を認識し、計画地における先人の想いや歴史に想いをはせながら1本1本の樹木を大切に扱う。今後、設計及び施工計画の詳細を決定していく中で樹木医の判断も仰ぎながら樹木の伐採を極力回避し、保全を図る。

以上のことから、新宿御苑から赤坂御用地へ連続するまとまりのあるみどりの骨格を形成する神宮外苑の豊かな自然環境は維持・保全される。したがって、周辺地域も含めた生物・生態系の現況は維持され、評価の指標を満足するものとする。

2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

近景域においては、計画建築物が視野に占める割合は大きく、より都市的な眺望が出現するものと考えられる。なお、神宮外苑広場（建国記念文庫）等のまとまった樹木がある場所からは、樹木の存在によりラグビー場棟などの計画建築物は眺望できないと考えられる。ラグビー場の施設計画については、現在、PFI 事業者の公募期間中であるため、外形線を含む施設設計の詳細な計画は決定していないが、競技者が安全かつ良好な状態で競技でき、ラグビー競技の国際大会が実現できるフィールドサイズ等、競技に必要な要件を満たし、観客が快適かつ安全に過ごせるようユニバーサルデザインにも配慮する必要がある。今後、可能な限り、各方面からの圧迫感や、閉鎖性の緩和に留意したデザインなどについて、引き続き検討する。また、施設東側には都市計画上地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の保存や移植による可能な限りの保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行っていく計画である。また、野球場棟の防球ネットやスコアボード、照明等の高さについてはいちょう並木の高さに配慮するとともに、落葉期にこれらが眺望できることに配慮し、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとする。また、防球ネットについては安全性を考慮した上で透過性等の詳細を検討する。これらの配慮を行うことで、青山二丁目交差点からの眺望に著しい影響を与えない計画としている。

中景域～遠景域においては、一部の地点では計画建築物が新たな都市的な景観要素となり、明治神宮外苑地区の新たな顔として眺望景観を形成するものと考えられる。

以上のことから、代表的な眺望地点からの景観については、現況のまとまりのある緑も維持・保全されており、「港区景観計画」に示されている「青山通り周辺景観形成特別地区」、「神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区」の景観形成の目標、「新宿区景観形成ガイドライン」に示されている「新宿御苑みどりと眺望保全地区」の景観形成の目標及び「渋谷区景観計画」に示されている文化・事業活動等の特性に応じた景観形成等の基本理念との整合が図られるものとする。

3) 圧迫感の変化の程度

圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大 10.87 ポイント程度増加するものと考えられる。

計画建築物の配置にあたっては、敷地境界から一定の距離をとり、色彩は、「東京都景観色彩ガイドライン」、「港区景観計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に適合したものとする。

計画地及びその周辺には、高木等、歩行者動線とも連携した緑化を行い、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する（図 8.10-3）。これらにより、計画建築物による圧迫感の低減に努める。

以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものとする。



〔現 況〕



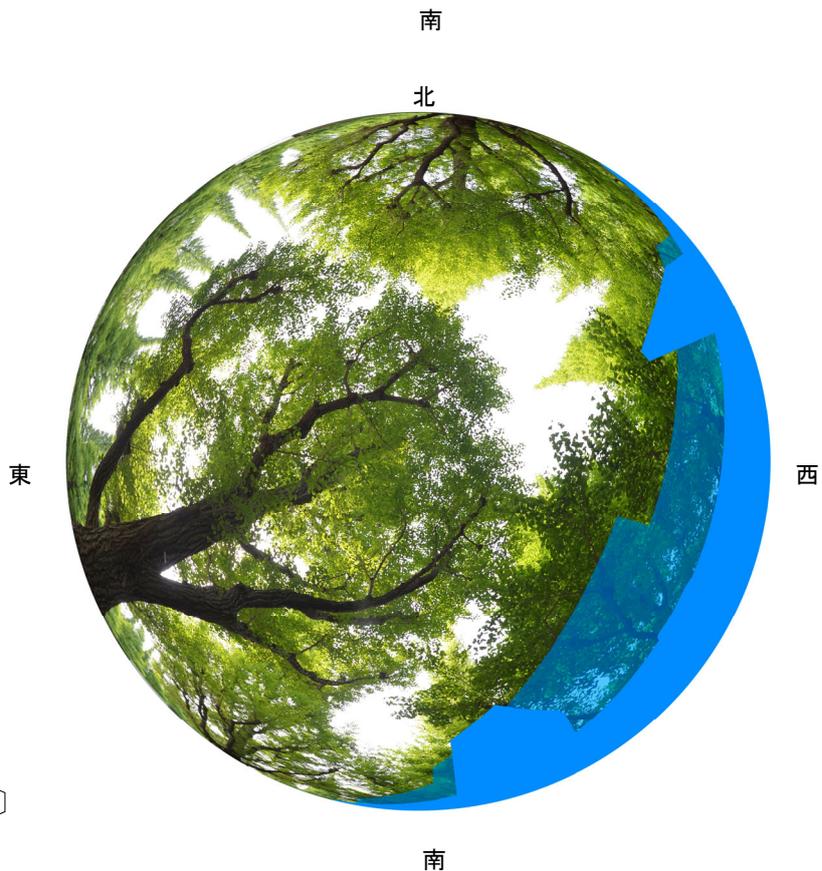
〔工事の完了後〕

現 況：計画地内の既存建築物が見える。地域全体の形態率は0.24%である。

工事の完了後：西側に計画建築物(野球場棟)が見える。地域全体の形態率は1.91%となり、現況と比較して1.67ポイントの増加となる。



〔現 況〕



〔工事の完了後〕

現 況：計画地内の既存建築物が見える。地域全体の形態率は0.24%である。
工事の完了後：西側に計画建築物(野球場棟)が見える。地域全体の形態率は18.36%となり、現況と比較して18.12ポイントの増加となる。

写真 2.7-4(2) 圧迫感の変化 (No.6：神宮外苑いちょう並木(西)、落葉期を想定)